

# 事務所だより 11月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053  
 芦屋市松浜町 6-14-2  
 Tel: 090-7490-7396  
 Fax: 0797-78-6488



未枯野美しき晩秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日本版インボイス制度が始まりましたが、今まで使っていた請求書が要件を満たさず作り直したり、書類の取得、保管作業が増えたりで、想像以上に事務が大変になってます(T\_T)。

さて、今回は先日読んだ、斉藤幸平著「ゼロからの資本論」が面白かったので紹介します。マルクスの資本論の解説です。経済学部出身ですが、私の大学時代はケインズがメインでゲーム理論が出始めたころでした。マルクス経済学は古い学問という感じで、恥ずかしながら一度も読んだことがありません。その資本論を分かりやすく解説した本です。

働いているのに貧しい、残業が減らないのはなぜ？また国の施策や企業の経営方針に違和を感じる。その違和感の正体が分かりました。15世紀以降、イギリスのエンクロージャー（囲い込み政策）により、労働者は生産手段と切り離されるのですが、この労働者と生産手段の切り離しが、今の資本主義の歪みに繋がっているようです。誰かが言っている『新しい資本主義』では何も解決しないどころか、より格差が生じるように思います。その誰かは、4万円の減税を決めようとしています。そんな小手先のことよりも、資本と労働の関係や税制、社会保険の制度がどうしようもない

ところまで来ていると思うのですが、そちらは知らんぷりですね。この本、読んでもらいたいです(^\_^;)。

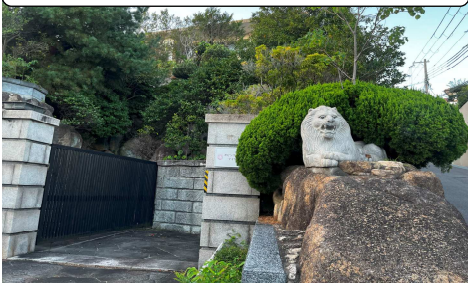
では、事務所だより 11月号をお送りします。今年もあと2ヶ月ですね。本当に毎年あっという間です。



芦屋も六甲山の麓です。時には、こんな坂にも出会います。



仕事の移動中にパチリ。色んなものが見られます(^\_^;)。



## ☆ お知らせ (2023年11月の税務)

期限	項目
11月10日	▶ 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11月15日	▶ 所得税の予定納税額の減額申請
11月30日	▶ 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
	▶ 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
	▶ 9月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 3月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
▶ 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>	
▶ 個人事業税の納付(第2期分)(11月中において都道府県の条例で定める日)	

11月になり、年末調整や確定申告に必要な「**生命保険料控除証明書**」「**地震保険料控除証明書**」「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」など、各種証明書が届いていることと思います。

12月の給料計算で年末調整や年明けの確定申告の際に必要なとなりますので、ご保管の上、弊職にお渡しいただけますようお願いいたします。

## ☆ 億万馬券の手取りは？

ずっと日本版インボイス制度の話ばかりだったので、今回は違う話で。JRAが発売した『WIN5』で、4億2,318万30円の超高額配当が飛び出しました。WIN5と

は指定された5レースすべての1着を当てる馬券のこと。この日の対象レースでは5レースともに1番人気敗れるなど結果が荒れ、配当額が表示されると競馬場は騒然となりました。的中馬券は1票だったそうです。

的中させた人は1日で億万長者仲間入り。もし自分なら4億円を何に使おうかと夢見てしまいましたが、残念ながらこれは全額が「手取り」になるわけではありません。

法律で当選金が非課税になることが定められている宝くじなどと異なり、競馬の払戻金は所得税の対象。専用の予想プログラムなどを用いて網羅的に馬券を購入しているケースなどを除いて、偶発的な収入である「一時所得」に含まれます。

一時所得は50万円の控除額を差し引いた残額の2分の1を給料など他の所得と合算した上で金額に応じた税率により所得税がかかります。仮に今回の億万馬券を当てた人に他の収入がないとすれば、単純計算で約2.1億円で税金がかかり、最高区分の45%の税率が適用されます。9千万円程度が税金に取られ、手取りは3億円余りということになります。さらに住民税もかかるので、手取りはもっと減るでしょう。

競馬の当選金を確定申告しない人も多いそうですが、今回のようにニュースに取り上げられたケースでは当局もみすみすみ見逃しはしません。素直に税金を納めて、残額の使い道を考えることになりそうです。

#### ☆ トラック運転者の改善基準告示とは

##### ◆ 迫りくる令和6年4月施行の改善基準

トラックなどの運輸業界では「2024年問題」と言われているのが「改善基準告示」です。改善基準告示とは「自動車運転者等の改善のための基準」のことを言い、自動車運転者の長時間労働を防ぐことは、労働者自身の健康確保のみならず、国民の安全確保の観点からも重要であることから、トラック、バス、ハイヤー、タクシー等の自動車運転者について基準などが設けられています。

トラック運転者とは運送会社で働くトラックの運転者に限らず旅客事業者運送事業（ハイヤー・タクシー・バス等）及び貨物事業者運送事業以外の事業に従事する自動車運転者を含む広い意味になります。

令和4年12月に自動車運転者の健康確保等の見直しが行われ、拘束時間の上限や休息期間等が改定されていたのですが、いよいよ令和6年4月の施行時期が来ます。

自動車運転者の時間外労働の上限は、令和6年4月から原則月45時間、年360時間、臨時特別な事情がある場合でも年960時間となります。

##### ◆ トラックの「改善基準告示」見直しポイント

改善基準はトラックやタクシー、バスで共通事項もありますが、時間の制限の多少の違いもあります。ここではトラックの改善基準を見てみます。

① 1年の拘束時間：現行3,516時間⇒3,300時間 最大3,400時間

② 1か月の拘束時間：現行原則293時間 最大320時間⇒原則284時間 最大310時間

③ 1日の休憩時間：現行継続8時間⇒継続11時間を基本とし9時間が下限

##### ◆ 労働時間のとらえ方、考え方

拘束時間とは使用者に拘束されている時間で、労働時間＋休憩時間 例えば会社に出社し始業から仕事し、仕事を終えて終業するまでを言います。

また、作業時間とは運転や車両の整備、荷扱いをする時間を言い、手待ち時間とはバスやタクシー運転手における客待ち、トラック運転手における荷待ちの時間を言います。そして休憩時間とは勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む生活時間として労働者にとって労働しない全く自由な時間を言います。

トラック運転手の労働時間短縮に取り組むことは人材不足の中、さらなる経営努力が求められています。

#### ☆ 賃上げしたら使える税制

10月1日から新たな最低賃金が適用され、47の都道府県で39～47円の引き上げとなりました。全国加重平均額の前年比43円アップは、1978年度に目安制度が始まって以来の最高額で、賃金を支払う中小企業にとっては厳しい負担増を意味します。賃上げを実行した企業はせめて税優遇を利用して税負担を減らしたいところです。

「賃上げ促進税制」は、賃上げ分の一部を法人税額などから控除できる制度。今年4月からは制度がリニューアルして、一定以上の賃上げをした企業に対する優遇内容が拡充されています。

今年4月からは、給与総額が1.5%以上増えていれば賃上げ額の15%を税額控除するという従来の原則は据え置きつつ、増加率が2.5%以上であればそれだけで15%を加算し、旧制度を超える30%が控除できるようになりました。従前に比べて細かい付帯要件がなくなり、シンプルに給料を2.5%増やせば30%の税額控除が可能です。

また教育訓練費に関する要件も見直され、新制度では同費用を前年度から10%上回れば控除率も10%プラスされ、最大で賃上げ分の40%を税額控除できるようになっています。全体的に2.5%以上の賃上げを行った企業に対する要件がよりシンプルになり、優遇内容が拡充されたといえます。